

福島復興局の取組状況について

2021年12月2日

復興庁 福島復興局

福島復興局の体制図 (令和3年12月1日現在)

合計 100名 ※期間業務職員を含む

福島復興局

【66名】

浪江支所

【6名】

富岡支所

【6名】

帰還・移住等 環境整備センター

【1名】

市町村応援職員

【21名】

総括

○総括班

- ・人事 ・庶務、会計 ・局内事務調整 ・視察、式典等対応 ・要望対応
- ・情報収集、広報 ・照会対応 ・市町村応援職員業務 等

○企画班

- ・被災者支援 ・医療、福祉 ・産業振興 ・雇用促進 ・教育、文化
- ・インフラ ・農林水産 等

○特区・交付金班

- ・復興特区 ・復興交付金 ・企業連携 ・税制 等

○帰還・再生班

- ・帰還・再生加速事業 ・生活環境整備事業

○移住・定住班

- ・移住及び定住の支援

○地域班

- ・原子力被災自治体に対する支援
- ・上記以外の福島県内自治体に対する支援

横断的復興制度

個別自治体 復興支援

避難指示解除の状況等

- 平成31年4月10日、福島第一原発立地自治体として初めて大熊町の一部を解除。
- 双葉町についても、令和2年3月4日に避難指示解除準備区域等を解除。
- これにより、帰還困難区域を除く全ての居住制限区域・避難指示解除準備区域を解除。

1. 平成23年4月 警戒区域等の設定
2. 平成25年8月 避難指示区域の見直し完了

避難指示解除準備区域:

年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域

居住制限区域:

年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求める地域

帰還困難区域:

事故後6年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域

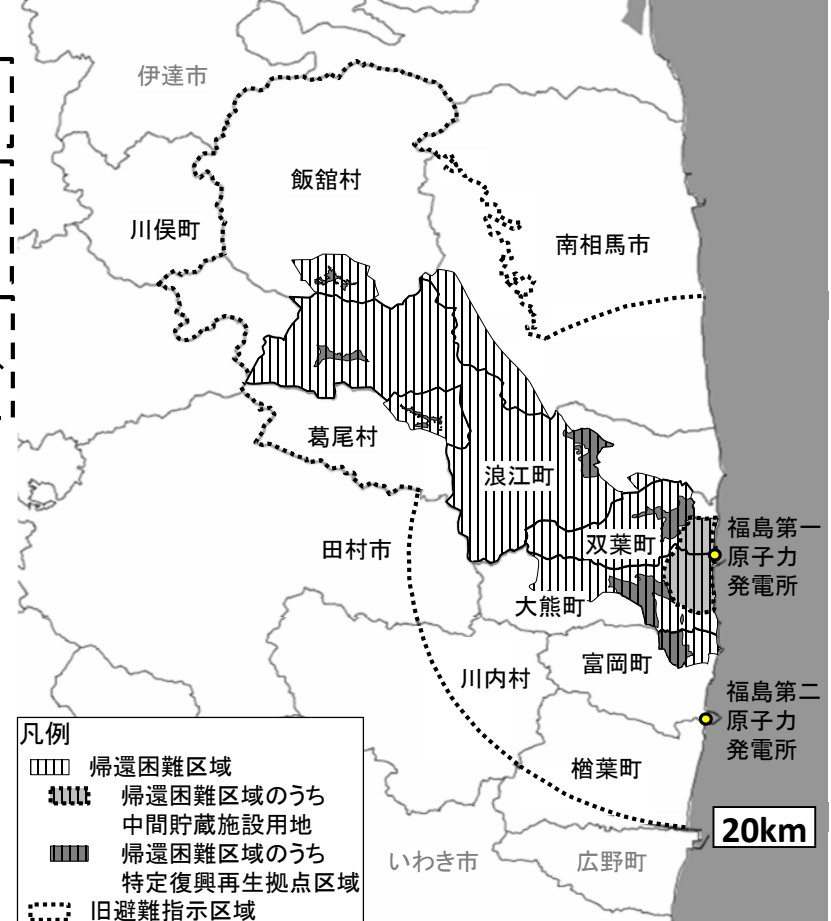
3. 避難指示区域の解除等

- (1) 平成26年4月1日 田村市
- (2) 平成26年10月1日 川内村（一部地域）
- (3) 平成27年9月5日 檜葉町
- (3) 平成28年6月12日 葛尾村※1
- (4) 平成28年6月14日 川内村
- (5) 平成28年7月12日 南相馬市※1
- (6) 平成29年3月31日 飯舘村※1、川俣町、浪江町※1
- (7) 平成29年4月1日 富岡町※1
- (8) 平成31年4月10日 大熊町※1
- (9) 令和2年3月4日 双葉町※1、※2
- (10) 令和2年3月5日 大熊町※2
- (11) 令和2年3月10日 富岡町※2

※1：帰還困難区域を除く
避難指示区域の解除

※2：特定復興再生拠点区域の
一部解除

避難指示区域の概念図(令和2年3月10日時点)

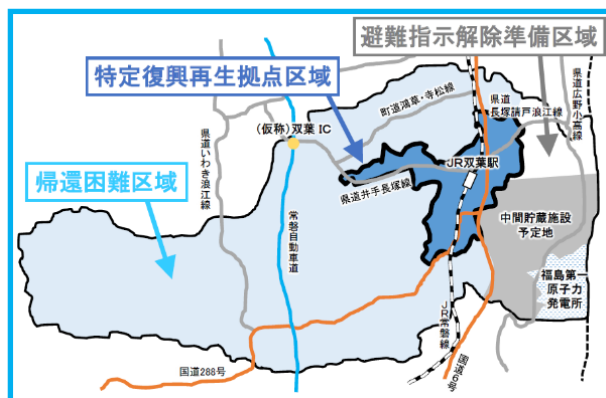


○避難指示区域からの避難対象者:約2.2万人

※市町村から聞き取った情報(令和3年3月31日時点の住民登録数)を基に原子力被災者生活支援チームが集計

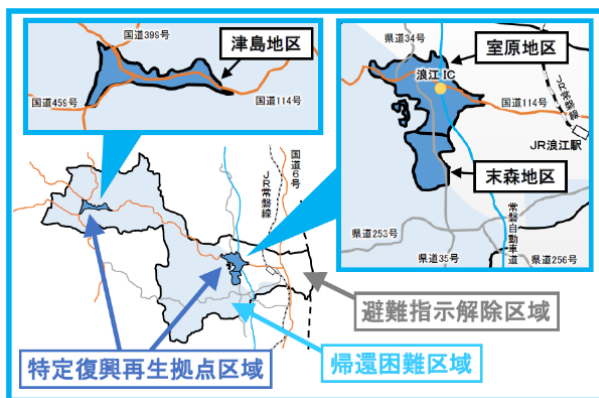
帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備

<双葉町（H29.9.15認定）>



- ・区域面積：約555ha ・居住人口目標：約2,000人
- ・避難指示解除の目標：令和4年春頃
(令和2年3月、JR常磐線双葉駅周辺の一部区域を解除)

<浪江町（H29.12.22認定）>



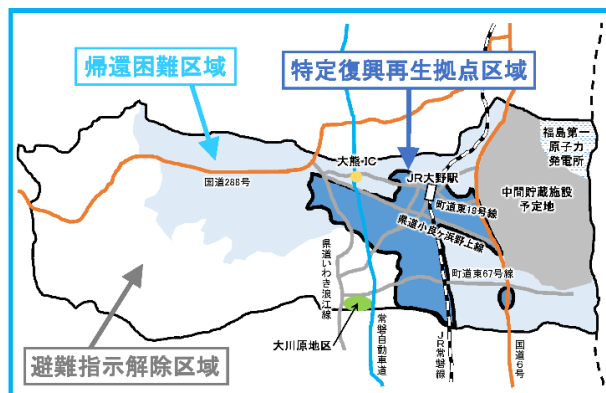
- ・区域面積：約661ha ・居住人口目標：約1,500人
- ・避難指示解除の目標：令和5年3月
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。)

<飯舘村（H30.4.20認定）>



- ・区域面積：約186ha ・居住人口目標：約180人
- ・避難指示解除の目標：令和5年春頃
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。)

<大熊町（H29.11.10認定）>



- ・区域面積：約860ha ・居住人口目標：約2,600人
- ・避難指示解除の目標：令和4年春頃
(令和2年3月、JR常磐線大野駅周辺等の一部区域を解除)

<富岡町（H30.3.9認定）>



- ・区域面積：約390ha ・居住人口目標：約1,600人
- ・避難指示解除の目標：令和5年春頃
(令和2年3月、JR常磐線夜ノ森駅周辺の一部区域を解除)

<葛尾村（H30.5.11認定）>



- ・区域面積：約95ha ・居住人口目標：約80人
- ・避難指示解除の目標：令和4年春頃

事業概要・目的

- 福島復興再生特措法等に基づき住民の生活環境の改善に資するため、避難指示に起因して機能低下した公共施設・公益的施設について、市町村等からの要請に基づき国の費用負担により機能回復を実施
- 原子力災害からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域等への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施

※対象区域：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

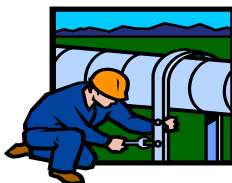
主な事業例（国が全額支援）

①生活環境の改善のための取組

★ 公共施設・公益的施設の機能回復

・ 公共施設の点検

避難指示に伴い、長期間放置された下水道管路について、下水道の復旧に向けて、管路の点検を実施。



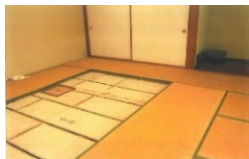
・ 公共施設の清掃

児童福祉施設の再開に向けて、施設内の内部清掃を実施。



・ 公共施設の修繕

避難に伴い、長期間放置された集会施設内の修繕を実施。



など

②避難解除区域への帰還加速のための取組

★ 生活関連サービスの代替、補完

・ 村内医療体制の拡充

医療環境に対する住民の不安を払しょくするため、村の診療所への専門医師の定期的な派遣を委託。



★ 地域のコミュニティの維持

・ 市外避難者への情報提供

市外避難者と自治体とのつながりを維持してもらうため、復興情報・生活情報・防災情報等を自治体チャンネルとして放送・配信。



・ 避難者の交流事業

双葉地域8町村のシンボルイベントであった「ふたばワールド」を復活させ、全国に分散避難している地域住民同士の交流を創出することにより、双葉地方の人と人、人と地域を再び繋ぎ、復興に向けた意識の醸成を図る。



など

③直ちに帰還できない区域等の荒廃抑制等

★ 避難区域等の荒廃抑制・保全対策

・ 除草

火災等の危険を低減し避難区域を保全するために必要な除草を実施。



・ 防犯パトロール、防犯カメラ

避難指示区域の見直しに伴い自由に立ち入りできる区域について、防犯・防火のためのパトロール・カメラを措置。



★ 住民の一時帰宅支援

・ 一時帰宅バス等の運行

自家用車等の交通手段を持たない方向けに、避難先と避難元を結ぶバスやジャンボタクシーの運行を委託。



など

事業概要・目的

○「復興基本方針」(抄)

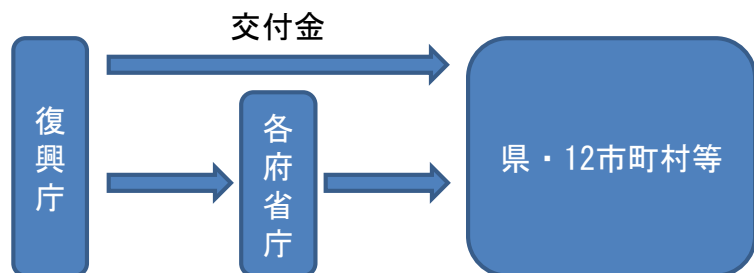
福島復興・再生には中長期的な対応が必要であり、第2期復興・創生期間以降も引き続き国が前面に立って取り組む。こうした状況に鑑み、当面10年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。

○ 長期避難者への支援から帰還環境の整備など復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題やニーズにきめ細かく対応する施策を支援し、福島復興・再生を加速化する。

期待される効果

○ 長期避難者の生活拠点整備、子育て世帯の帰還・定住支援、早期帰還のための生活環境向上や町内の生活拠点の整備及び、新たな住民の移住・定住の促進等に資する施策を一括して支援することにより、福島復興・再生を加速することが期待できる。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

(1)対象区域

避難指示を受けた12市町村等(各事業に応じて対象地域を設定)

(2)福島再生加速化交付金の主な事業内容

交付金の対象	主な事業内容
帰還・移住等環境整備	○被災12市町村への早期帰還・移住・定住等の促進、地域の再生加速化 ・生活拠点等の整備(特定復興再生拠点、災害公営住宅等の整備等) ・放射線への健康不安・健康管理対策等(個人線量の管理等) ・営農・商工業再開に向けた環境整備(農地・農業用施設、産業団地の整備等) ・新たな住民の移住・定住等の促進に資する施策
長期避難者生活拠点形成	○長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援 ・長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等(復興公営住宅の整備や道路等インフラ整備等) ・復興公営住宅での生活支援(コミュニティ交流員の配置等)
福島定住等緊急支援	○子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等 ・子どもの運動機会確保(遊具の更新、地域の運動施設の整備等) ・基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策(プレイリーダーの養成等) ○新たな放射性薬剤の研究開発、治療実現による県民の健康不安解消 ○市町村等の創意工夫による風評払拭に向けた取組を支援
既存ストック活用まちづくり支援	○既存ストック(空き地・空き家等)を活用したまちづくり支援 ・既存ストックの有効活用による公的施設等の整備 ・復興拠点6町村における既存ストック活用策を検討・協議するための官民連携プラットフォームの構築、社会実験の実施
浜通り地域等産業発展環境整備事業	○福島浜通り地域等における産業発展に向けた環境整備 ・福島イノベーション・コースト構想の推進に係る交流・関係人口拡大、取組の周知 ・新規の起業、創業に向けたハンズオン支援体制の構築に向けた支援
水産業共同利用施設復興促進整備事業	○本格的な水産業の復興に向け、被災した市町村等が所有する水産業共同利用施設等の整備に対して支援

- 福島特措法を改正し、福島再生加速化交付金に**移住・定住の促進等に資する施策を追加**
⇒ ①**12市町村自ら移住施策の創意工夫**、②**ふくしま12市町村移住支援センター**(本年7月設置)を通じた広域的な取組への対応、③**福島移住促進実行会議**(本年7月設置)による改善活動を通じ、12市町村が広域的に連携する仕組みを進めるとともに、④**移住関心層への直接の後押し**として、**個人支援金**を給付

①各自治体の取組

魅力的な地域づくりに向けた**創意工夫による各自治体の自主的な取組**の推進

- ・情報発信や相談窓口の体制整備
- ・住まいの確保、コワーキングスペース整備等

②広域的な取組

ふくしま12市町村移住支援センター
(富岡町内)

- ・マーケティングや情報発信等の共通課題に対する広域的取組
- ・12市町村に対する伴走支援

③学習・改善と連携

福島移住促進実行会議(合同チーム)
移住施策の関係者が協調・連携するとともに、成果を共有・蓄積し、互いに学び合い、施策を改善していく仕組みを構築

<構成機関>

復興庁、福島県、12市町村、移住支援センター、経産省、農水省、福島労働局、相双機構、イノベ機構

R3.7.9

ふくしま12市町村移住支援センター開所式



R3.7.9

福島移住促進実行会議(合同チーム)設立会合

④個人支援金

12市町村への移住等に関心のある個人を直接後押しするため、移住支援金・起業支援金を給付

事業概要・目的

- 復興の進展に伴い、避難生活の長期化、災害公営住宅等移転後のコミュニティ形成、被災者の心のケア、避難指示解除区域における生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。令和3年度においても、被災者の「心の復興」やコミュニティ形成支援などの取組について、被災者に寄り添って、手厚く支援。

<主な内容>

- ① 災害公営住宅への移転等に伴うコミュニティ形成の活動を支援。
- ② 被災者の生きがいをつくるための「心の復興」事業を支援。
- ③ 県外避難者に対して、相談支援や避難元自治体の情報提供などを実施。
- ④ 仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。
- ⑤ 被災者の心のケアを支えるため、個別相談支援や支援者支援等を実施。
- ⑥ 子どもに対するケア、学習支援、交流活動支援等を実施。

事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

①被災者支援総合事業

- ・住宅・生活再建支援
- ・「心の復興」
- ・高齢者等日常生活サポート
- ・コミュニティ形成支援
- ・県外避難者支援
- ・被災者支援コーディネート

II. 被災者の日常的な見守り・相談支援

②被災者見守り・相談支援事業

III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

③仮設住宅サポート拠点運営事業

IV. 被災地における健康支援

④被災地健康支援事業

V. 被災者の心のケア支援

⑤被災者の心のケア支援事業

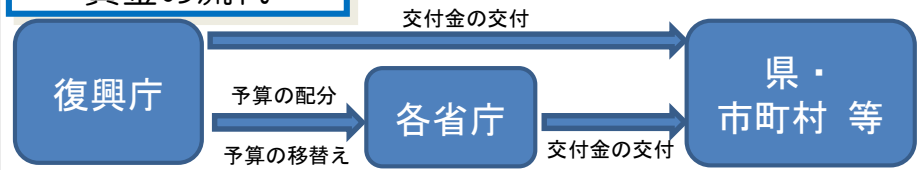
VI. 子どもに対する支援

⑥被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業

⑦福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

⑧子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業

資金の流れ



期待される効果

- 被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援を行うことにより、各地域の実情に応じた効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。